

日本環境安全事業株式会社法案要綱

第一 目的及び事業

一 日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業並びにこれらに附帯する事業を經營することを目的とする株式会社とすること。（第一条第一項関係）

二 会社は、前項の事業を営むほか、環境大臣の認可を受けて、その他の事業を営むことができるものとする。（第一条第二項関係）

第二 經營の健全性及び安定性の確保等

一 政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を經營する間、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならないものとする。（第四条第一項関係）

二 会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、事業基本計画及び事業計画の策定、重要な財産の譲渡等、定款の変更等の決議については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等について定めるものとする。（第四条第二項及び第三項並びに第五条から第十一条まで関

係)

三 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務について保証することができるものとする。 (第十二条関係)

四 環境大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めるものとする。 (第十三条及び第十四条関係)

五 環境大臣は、新株等の発行、事業計画の策定、重要な財産の譲渡等及び利益の処分等の決議について認可しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (第十五条関係)

第三 罰則

会社の取締役等が、その職務に関して、賄賂を收受等したときは、三年以下の懲役に処することとする等必要な罰則を定めるものとする。 (第十六条から第二十一条まで関係)

第四 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 会社は、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）（附則第四条第一項の規定により会社が環境事業団から承継した公害の原因となる物質の除去に必要な機材の貸付けの事業を営むことができるものとともに、政府は、会社の成立後五年を目途に、この事業を終了させるため、必要な措置を講ずるものとする）等、会社が当分の間営むことができる事業について定めること。（附則第二条関係）

三 政府は、平成二十八年三月三十一日までの間に、会社の在り方について検討を加え、この法律の廃止及び会社の民営化を含めた見直しを行うものとする。（附則第三条関係）

四 環境大臣は設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるものとする。等会社の設立の手續等に関し必要な事項について定めるものとする。（附則第四条から第十三条まで関係）

五 機構法附則第四条第一項の規定により会社に承継される事業団の長期借入金に係る債務について機構法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法の規定により政府がした保証契約は、その承継後において、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。等会社の設立に必要な経過措置を定めるものとする。（附則第十四条から第十七条まで関係）